

○加古川市火災予防条例第47条の規定に基づき、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の指定

(平成12年6月5日)
(加古川市消防本部告示第1号)

加古川市火災予防条例（昭和36年加古川市条例第30号。以下「条例」という。）に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質は次の各号に掲げるものとする。

1 核燃料物質

原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質で次の表に掲げるもの。

種	類	数 量
(1)	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物	ウ ラ ン の 量 300グラムを超えるもの
(2)	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物	ウ ラ ン の 量 300グラムを超えるもの
(3)	前2号の物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウ ラ ン の 量 300グラムを超えるもの
(4)	トリウム及びその化合物	ト リ ウ ム の 量 900グラムを超えるもの
(5)	前号の物質1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ト リ ウ ム の 量 900グラムを超えるもの
(6)	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率を超えるウラン及びその化合物	す べ て
(7)	プルトニウム及びその化合物	す べ て
(8)	ウラン233及びその化合物	す べ て
(9)	前3号の物質の1又は2以上を含む物質	す べ て

2 核原料物質

原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質で、放射能濃度については、74ベクレル毎グラム（固体状の核原料物質にあつては、370ベクレル毎グラム）を超えるものとし、ウラン又はトリウムの数量については、ウランの量に3を乗じて得られる数量若しくはトリウムの量又はこれらを合計した数量が900グラムを超えるもの。

3 放射性同位元素

放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及び放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和36年厚生省令第4号）第1条第1号に規定する放射性医薬品についての数量は、次の各号に掲げる数量を超えるものとし、濃度は、74ベクレル毎グラムを超えるものとする。ただし、自然に存する放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で、固体状のものに係る濃度は、370ベクレル毎グラムを超えるものとする。

- (1) 放射線を放出する同位元素が密封されていないものであって、その種類が1種類のものについては、次の表の左欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる数量
- (2) 放射線を放出する同位元素が密封されていないものであって、その種類が2種類以上のものについては、前号の表の左欄に掲げる種類の放射線を放出する同位元素のそれぞれの数量の同表右欄に掲げる数量に対する割合の和が1となるようなそれらの数量
- (3) 放射線を放出する同位元素で密封されたものについては、3.7メガベクレル（放電管、煙感知器その他の機器又は装置に装備されたものを除く。）

種 類	数 量
ストロンチウム90及びアルファ線を放出するもの	3.7キロベクレル
物理的半減期が30日を超える放射線を放出するもの（水素3、ベリリウム7、炭素14、硫黄35、鉄55、鉄59若しくはストロンチウム90又はアルファ線を放出するものを除く。）	37キロベクレル
物理的半減期が30日以下の放射線を放出するもの（フッ素18、クロム51、ゲルマニウム71、及びタリウム201並びにアルファ線を放出するものを除く。）又は硫黄35、鉄55又は鉄59	370キロベクレル
水素3、ベリリウム7、炭素14、フッ素18、クロム51、ゲルマニウム71、又はタリウム201	3.7メガベクレル